



<mark>肥料価格の</mark>高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む<mark>農産物の販売実績</mark>がある農業者の 皆様の肥料費を支援します。

支援の対象となる肥料

<mark>令和4年6月から令和5年5月に購入した肥料</mark>(本年の秋肥と来年の春肥として使用する肥料)が対象です。 (埼玉県の場合、本年の秋肥分と来年の春肥分の2回の申請が必要です。)



支援の内容

化学肥料低減の取組を行った上で<mark>前年度から増加した肥料費</mark>について、<mark>上昇分の7割</mark>を支援金として交付します。

支援金

当年の肥料費

当年の肥料費÷価格上昇率÷使用量低減率 [秋肥 1.4] [0.9

春肥の価格上昇率は、国が決定次第ご案内致します。

※秋肥(令和4年6月~10月)購入肥料 \times 0.7 100,000円(税込)の場合 支援金=14,444円(1円未満切捨)

申請に必要なもの

次のものをご準備ください。

- ❶ 農産物の販売実績を確認できる書類の写し(精算書、取引先発行の仕切書 など)
- ② 本年秋肥(令和4年6月~10月に注文)、来年春肥(令和4年11月~令和5年5月に注文)の<mark>注文時期と購入価格</mark>がわかるもの<mark>(注</mark>文 書と領収書または請求書の写し)
 - ※現段階で国が示すスケジュールでは令和5年5月に使用する予定の肥料購入費を申請する場合、2月までに「肥料代金を支払ったか、 支払義務が発生していることが確認できる書類」(領収書または請求書)が必要となります。必要書類を揃えて申請して下さい。
 - ※JA購入分についてはJAが肥料購入明細を準備致します。
 - ※<mark>JA以外の購入分</mark>についてはJA指定の購入明細表に<mark>銘柄、肥料登録番号</mark>等を記載の上、提出をして下さい。
- ❸ 化学肥料低減に向けた取り組みに2つ以上取り組むこと 取り組みについては、実績が確認できる書類を後日提出していただきます。
- ◆ 各種申請様式(申請様式については説明会等でご案内致します。)

化学肥料低減に向けた取り組みメニュー

ア 土壌診断による施肥設計	カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)	サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む)
イ 生育診断による施肥設計	キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用	シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入	ク 緑肥作物の利用	ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用
エ 堆肥の利用	ケ 肥料施用量の少ない品種の利用	セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)	コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用	の見直し(ア〜スに係るものを除く。)

① 令和5年度までに2つ以上取り組む

② これまですでに取り組んでいる場合、2つのうちどちらかの取り組みを強化・拡大する

❸ 申請者本人が取組内容を記録し、保管する(作業日誌、写真等) ※実績報告時に必要

スケジュール

今後のスケジュールは、以下の通りです

組合員の皆様向け説明会開催

※各地域からのご案内をご確認下さい

参加組合員の申請受付(秋肥・春肥)

埼玉県協議会(事業実施主体)へ申請書類提出

申請組合員への支援金の交付

※スケジュールは変更となる場合がありますのでご了承ください。

注意事項

当事業に参加する際には以下のことを必ず<mark>厳守</mark>して下さい。

- ❶令和5年度までに肥料低減に向けた取組を2つ以上行う ❷申請書類、取組内容を証明する書類を5年間保管する
- ②会計検査等のため、保管書類の提出を頂く場合がある ②虚偽の申請、不正な取組等を行った場合は、支援金の返金が発生する